商標の一般的違法に関する判断基準

(意見募集稿)

第一条【制定の目的と根拠】

商標の管理を強め、法執行業務の指導を強化し、法執行基準を統一するため、「中華人民共和国商標法」(以下、「商標法」とする)、「中華人民共和国商標法実施条例」(以下、「商標法実施条例」とする)、及び関連の法令、部門の規則に基づき、この基準を制定する。

第二条【適用範囲】

商標法執行担当部門は、商標の一般的違法行為の調査・処分にこの基準を適用する。

第三条【定義及び種類】

次の各号のいずれかの商標管理秩序に違反する行為があった場合は、すべてこの基準でいう商標の一般的違法行為とみなす。

- (一)商標法第六条の規定に違反し、登録商標の使用が必須であるにもかかわらず使用しなかった場合。
- (二)商標法第十条第一項の規定に違反し、商標として使用してはならない標識を使用した場合。
- (三)商標法第十四条第五項の規定に違反し、商業活動において「馳名商標」の字句を使用した場合。
- (四)商標法第四十三条第二項の規定に違反し、商標使用の被許諾者がその名称と商品の 産地を表示していなかった場合。
- (五)商標法第四十九条第一項の規定に違反し、商標権者が登録商標を使用する過程で、 登録商標、権利者の名義、住所、又はその他の登録事項を自ら変更した場合。
 - (六)商標法第五十二条の規定に違反し、未登録の商標を登録商標と偽って使用した場合。

- (七)商標法実施条例第四条第二項及び「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条の規定に違反し、団体商標と証明商標の管理義務を履行しなかった場合。
- (八)「商標印刷管理弁法」第七条から第十条の規定に違反し、商標印刷管理義務を履行 しなかった場合。
- (九)「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条の規定に違反し、商標登録の悪意ある出願をした場合。
 - (十) その他の商標管理秩序に違反した場合。

第四条【商標登録が必須であるにもかかわらず登録せずに使用する行為】

紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこは登録商標の使用が必須であり、中国で登録されていないものは、中国で製造、販売してはならない。

中国で販売する輸入紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこは、中国で登録された商標を使用しなければならない。

第五条【使用禁止の判断基準】

使用する未登録の商標が商標法第十条第一項の規定に違反するか否かは、通常、中国国内の公衆の一般的な認識を判断基準とする。

ただし、使用する未登録の商標が同項第六号から八号の規定に違反していると、中国国内の特定の公衆が判断していることを証明するに十分な理由がある場合は除く。

第六条【使用する未登録商標の中国の国名等との同一又は類似の認定】

使用する未登録の商標が商標法第十条第一項の規定に違反し、同一又は類似に該当する か否かは、商標審査審理基準を参照して判断する。

第七条【民族差別扱いの性質を帯びたものであるかの認定】

商標法第十条第一項第六号に定める民族差別扱いの性質を帯びたものとは、使用する未 登録の商標の文字、図形、又はその他の構成要素が民族の名称若しくは特定のイメージと 同一又は類似しており、さらに特定の民族を貶し、貶めるものをいう。

第八条【欺瞞性を帯びたものの定義】

商標法第十条第一項第七号に定める欺瞞性を帯びたものとは、商標が、それを使用する 商品又は役務の品質等の特徴若しくは産地についてその固有の程度を超え又は事実とは 異なるものを示し、商品若しくは役務の品質等の特徴又は産地について誤った認識を容易 に生じるものをいう。

ただし、日常生活の経験等により、商品若しくは役務の品質等の特徴又は産地について、 公衆に対して誤った認識を生じさせないものは除く。

第九条【欺瞞性を帯びた状況】

使用する未登録の商標が次の各号のいずれかに該当する場合は、すべて商標法第十条第 一項第七号に定める欺瞞性を帯びたものとみなす。

- (一)商品又は役務の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量、及びその他の特徴について誤認を生じさせやすいもの
 - (二) 商品又は役務の産地、出所について公衆の誤解を招きやすいもの
- (三) その他、それを使用する商品又は役務について、その固有の程度を超え又は事実 とは異なるものを示し、公衆の誤認を生じさせやすいもの

第十条【社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものの定義】

商標法第十条第一項第八号に定める社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものとは、中国の公衆の共同生活及びその行為の原則、規範、及び一定の時期に社会で流行している良好な気風、習慣を損なうものをいう。

第十一条【その他の悪影響を及ぼすものの定義】

商標法第十条第一項第八号に定めるその他の悪影響を及ぼすものとは、標識の文字、図 形若しくはその他の構成要素に貶めるような意味が含まれ、又はその標識自体には貶める ような意味はないが商標として使用した場合に、中国の政治、経済、文化、宗教、民族等 公共の利益と秩序に消極的で不良な影響をもたらしやすいものをいう。

第十二条【その他の悪影響を及ぼす状況】

使用する未登録の商標に次の各号のいずれかの状況があった場合は、すべて商標法第十 条第一項第八号に定めるその他の悪影響を及ぼすものとみなす。

- (一) 国の安全を脅かし、国家の統一を破壊するもの
- (二) 国の主権、尊厳、イメージを損なうもの
- (三) 公共の利益を損ない、公共の秩序を乱すもの
- (四) 民族や人種の尊厳や感情に有害となるもの
- (五) 宗教の信仰、宗教的な感情又は民間信仰に有害となるもの
- (六) 商標又はその構成要素が、政治、経済、文化、宗教、民族等の公的人物の氏名、 肖像等と同一又は類似しており、社会の公共利益及び秩序に消極的で悪影響を及ぼすもの
 - (七) その他、公共の利益と秩序に消極的で悪影響を及ぼすもの。

第十三条【社会主義の道徳・風紀に有害となるもの又は悪影響を及ぼす考慮すべきそ の他の要素】

使用する未登録の商標が社会主義の道徳・風紀に有害となるか否か、又はその他の悪影響を及ぼすか否かを判断するにあたっては、次の各号に掲げる要素及び各要素間の相互の影響を総合的に考慮しなければならない。

- (一) その商標を使用する際の政治背景、社会背景、歴史背景、文化・伝統、民族・風俗、及び中国の宗教政策
 - (二) その商標の構成要素及びそれを使用する商品又は役務
- (三)使用者の主観的意図、使用方法、及び使用行為によってもたらされる社会的影響 など

公衆の日常生活の経験、又は辞典や参考図書など政府の文献の記載、又は関連する公衆 の一般的な認識は、社会主義の道徳・風紀に有害であるか、又はその他の悪影響を及ぼす かを判断する際の根拠とすることができる。

第十四条【使用する未登録の商標に複数の意味が含まれているという判定】

使用する未登録の商標に複数の意味が含まれており、そのうちの一つの意味が商標法第 十条第一項第六号から八号に定める状況に該当すると公衆が考えやすいものについては、 同項の規定に違反すると判断することができる。

第十五条【商標法第十条の登録禁止違反後の使用禁止】

国家知識産権局が、商標登録出願が商標法第十条の規定に違反していると認定し、かつ それに関する決定や裁定が効力を生じた後も、商標出願人又はその他の者がその商標を継 続して使用した場合は、商標法執行担当部門が法に基づいて調査、処分する。

第十六条【不当登録された商標が無効とされた後の使用禁止】

商標法執行担当部門は登録済みの商標が商標法第十条の規定に違反する疑いがあることを発見した場合には、段階を追って国家知識産権局に報告することができ、国家知識産権局は規定の手順に則り、法に基づいて処理する。国家知識産権局が行った登録商標を無効とする決定が効力を生じた後も、商標権者又はその他の者がその商標を継続して使用した場合は、商標法執行担当部門が法に基づいて調査、処分する。

第十七条【馳名商標による違法官伝の処理】

商標法第十四条第五項の規定に違反した場合は、違法行為の情状、危害による影響、主観的過失等の要素を総合的に考慮し、商標法第五十三条、「中華人民共和国行政処罰法」 第三十三条の規定に基づいて処理しなければならない。

第十八条【登録商標を自ら変更する行為の定義】

商標法第四十九条第一項でいう登録商標を自ら変更するとは、商標権者がみだりに登録商標の文字、図形、アルファベット、数字、3D 標識、色の組み合わせ、音声などの構成要素の一部を変更し、又は相対的な位置を換えることをいう。登録商標の顕著な特徴を変更していない場合は、依然として「登録商標」又は商標登録表示を明示する。

第十九条【自ら変更した場合でも免除される状況】

紙巻きたばこの包装全体を商標登録した場合において、国の政策に従うために警告文を 追記し、警告文の内容及びそのスペースを修正したことで紙巻きたばこの商標に変更が生 じ、かつそれを使用する行為は、商標法第四十九条第一項の規定を違反したとはみなされ ない。

第二十条【商標登録の登録事項を自ら変更する行為の状況】

次の各号のいずれかに該当する場合は、すべて商標法第四十九条第一項に定める商標登録の登録事項を自ら変更する行為とみなす。

- (一) 商標権者の名義(氏名又は名称)に変更が生じた後も法に基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わず、又は実際に使用する登録商標の権利者の名義と「商標登録簿」に記載されている権利者の名義が一致しない場合
- (二)商標権者の住所に変更が生じた後、法に基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わず、又は商標権者の実際の住所と「商標登録簿」に記載の住所が一致しない場合
- (三)商標権者の名義、住所以外のその他の登録事項に変更が生じた後、権利者が法に 基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わず、それにより「商標登録簿」に登録 されている関連事項と一致しない場合

第二十一条【自ら変更し、期間内に是正しなかった場合の処理】

商標権者が登録商標、権利者の名義、住所、又はその他の登録事項を自ら変更し、商標 法執行担当部門から期間内に是正するよう命じられたが、期日になっても是正しない場合、 商標法執行担当部門は、段階を追って国家知識産権局に報告し、国家知識産権局は規定の 手順に則り、法に基づいて処理する。

第二十二条【登録商標と偽る行為の定義】

商標法第五十二条でいう登録商標と偽る行為とは、未登録の商標を使用する商品、商品

の包装、容器、役務の提供場所、及び取引書類、又は広告・宣伝、展示、及びその他の商業活動において、「登録商標」を明示し、又は未登録の商標に商標登録表示を記載し、又は未登録の商標に商標登録表示に近似する記号を表示し、関係する公衆を誤った方向に導くことをいう。

第二十三条【登録商標と偽る行為の状況】

商標権者又は使用者に次のいずれかに該当する行為があった場合は、すべて商標法第五十二条に定める登録商標と偽る行為とみなす。

- (一)国家知識産権局に登録出願していない商標を使用し、かつ「登録商標」を明示し 又は商標登録表示を記載する場合
- (二) 国家知識産権局に登録申請をしたが拒絶され、又は登録が認可されていない商標を使用し、かつ「登録商標」を明示し又は商標登録表示を記載する場合
- (三)登録商標が取消し、無効とされ、期日になっても更新しなかったことにより抹消され、又は出願の取消しが決定した後も、継続して「登録商標」を明示し又は商標登録表示を記載する場合。ただし、登録商標の失効より前に流通している商品は除く。
- (四)登録商標として使用が認められた商品又は役務の範囲を超えてその商標を使用し、 かつ「登録商標」を明示し又は商標登録表示を記載する場合
- (五)登録商標の顕著な特徴を変更した後もなお「登録商標」を明示し又は商標登録表示を記載する場合
- (六)二つ以上の登録商標を組み合わせて使用し、かつ商標登録表示を記載しているが、 登録商標毎に商標登録表示を記載していない場合
- (七)「登録商標」を明示し又は商標登録表示を記載した輸入商品で、その商標が中国 で登録されておらず、かつ明確な表示がなされていない場合。

商標権者又は使用者による上述の行為は、同時に商標法第五十七条に定める他者の登録 商標専用権の侵害にあたり、商標法執行担当部門は商標法第六十条第二項の規定に基づい て調査、処分する。

第二十四条【商標権者が監督を怠ったことにより自ら変更し又は偽る行為が生じた場合の影響】

商標権者は商標使用の被許諾者がその登録商標を合法的に使用するよう監督しなければならない。商標使用の被許諾者が登録商標、権利者の名義、住所若しくはその他の登録事項を自ら変更し、又は本基準第二十三条第四号から七号の状況が存在していることを商標権者が明らかに知り又は知るべきであるにもかかわらずそれを直ちに阻止しなかった場合には、商標権者は相応の法的責任を負う。

第二十五条【正当な使用が可能な地理的表示の団体商標の限界】

団体の構成員以外が製造した商品が地理的表示の条件に適合する場合は、その地理的表示の地名を正当に使用することができる。ただし、地理的表示として登録している団体商標の標章を使用する権利を有しない。

地理的表示として登録している団体商標の権利者が団体の構成員以外による同団体商標の標章の使用を禁止する場合は、商標法実施条例第四条第二項に定める違法行為にはあたらない。

第二十六条【団体商標の権利者が団体商標の使用を効果的に管理又は制御していない 状況】

団体商標の権利者が次の各号のいずれかに該当する場合は、すべて「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第二十一条に定める同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況とみなす。

- (一) その団体商標の使用管理規則に違反した構成員が責任を取っていない場合
- (二) その団体商標を使用する商品の検査・監督制度が効果的に運用されていない場合
- (三) その他の同商標の使用について効果的な管理あるいは制御がされていない場合

第二十七条【証明商標の権利者が証明商標の使用を効果的に管理あるいは制御してい

ない状況】

証明商標の権利者が次の各号のいずれかに該当する場合は、すべて「団体商標と証明商標の登録・管理弁法」第二十一条に定める同商標の使用の効果的な管理又は制御がなされていないものとみなす。

- (一) その証明商標の使用管理規則に違反した使用者が責任を取っていない場合。
- (二)その証明商標を使用する商品の検査・監督制度が効果的に運用されていない場合。
- (三) その他の同商標の使用について効果的な管理又は制御がなされていない場合。

第二十八条【商標標章の定義】

「印刷業管理条例」、「商標印刷管理弁法」でいう商標標章とは、商品と共に流通する商標を有する有形の媒体をいい、登録商標の標章及び未登録商標の標章を含む。

商標標章は通常、表示される商品から独立し、その商品の機能を有しない。

第二十九条【商標印刷の定義】

商標印刷とは商標標章を印刷、製作する行為をいう。

プリント、プレス等の方法で商品、商品の部品、商品の主要原材料(商品の包装は含まない)に直接商標の図形・文字を表示することは、商品の製造加工行為にあたり、通常は 前項がいう商標印刷にはあたらない。

第三十条【印刷請負時の登録済み商標標章の確認義務】

商標印刷を行う事業所が「登録商標」の字句又は商標登録表示を記載した商標標章の印刷を請負うにあたり、「商標印刷管理弁法」第三条、第四条、第五条、第七条の規定に基づき、「商標登録証」等の証明書類、及び印刷を請負う商標が「商標登録証」の登録された商標と一致するか否かを確認しなければならない。上述の確認義務を履行しなかった場合は、商標法執行担当部門が法に基づいて調査、処分する。

第三十一条【印刷請負時の未登録商標標章の確認義務】

商標印刷を行う事業所が「登録商標」の字句及び商標登録表示を記載していない商標標

章の印刷を請負うにあたり、次の各号に掲げる確認義務を履行しなかった場合には、商標 法執行担当部門は法に基づいて調査、処分する。

- (一)「商標印刷管理弁法」第三条、第六条、第七条の規定に基づき、証明書類及び商標の図案を確認する。
- (二) 国家知識産権局のウェブサイトを通じて同種の商品又は役務で、印刷を請負った 商標標章と同一の商標を他人が登録していないか確認する。

他人が同種の商品で登録しているものが印刷を請負った商標標章と同じ商標の場合に おいて、商標印刷を行う事業所が依然として印刷を請負った場合は、「商標印刷管理弁法」 第十三条の規定に基づいて処理する。

第三十二条【有効な商標の権利付与・権利確認書類の効力】

商標法執行担当部門による商標登録の悪意ある出願行為の調査・処分は、国家知識産権局に商標登録出願、又は商標登録が商標法第四条、第十条第一項第八号、第十三条、第十五条、第三十二条、第四十四条第一項の「詐欺又はその他の不正な手段で登録を得た場合」の規定に違反すると認定された効力を生じた決定又は裁定を参照し、かつ案件の具体的な状況を踏まえて実施することができる。

第三十三条【解釈機関】

この基準の解釈権は国家知識産権局に帰属する。商標の権利付与・権利確認に及ぶ場合は、商標審査審理基準を適用する。

第三十四条【施行日】

この基準は公布の日から施行する。

出所:2021年8月17日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/17/art_75_167375.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい